成年後見制度をご存知ですか？

認知症や高齢化により判断能力が低下し、財産管理などに対して不安を感じたとき、成年後見制度が支援します。

高齢福祉課
地域包括支援センター
☎(63)2175

任意後見制度

法定後見制度

認知症の症状などにより、判断能力が不十分になった。

1 家庭裁判所へ申し立て・・・本人、親族、任意後見人など

法定後見制度	任意後見制度
裁判所が本人の判断能力を調べ、後見人を指定します。	裁判所が後見人の監督人を決め、仕事を監督します。

2 後見開始

法定後見制度	任意後見制度
後見人は、本人に代わり契約を結んだり、本人が後見人の同意なく結んだ不利益な契約を取り消すことができます。	任意後見契約の内容について、後見人が本人に代わって行います。

制度の仕組み

成年後見制度は大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度

親族などが家庭裁判所に申立てをして認められることが必要です。本人の判断能力によって、後見・保佐・補助の3つの段階に分けられ、それぞれ支援者のできることが違ってきます。

○任意後見制度

将来判断能力が低下したときのため、本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ成年後見人となってくれる人を選び、本人が公正証書で契約しておく制度です。

制度の役割

成年後見制度は、後見人等が本人の生活など身の回りのことにも目を配りながら本人を支援します。

法定後見人も任意後見人も支援した内容について、裁判所などの監督を受けます。

考えませんか？制度の活用

認知症高齢者は今後も増加していくと言われており、成年後見制度はますます必要な制度となります。

年をとっても安心して、自分らしい生活が送れるように制度の活用を考えてみませんか？

制度の利用や高齢者の相談は、高齢福祉課または担当地区の地域包括支援センターで受け付けています。

名　称	住　所	担当地区	電話番号
鹿沼東地域包括支援センター	西茂呂4-30-1	北犬飼・東部台・鹿沼東部	(63)6559
鹿沼北地域包括支援センター	泉町2396-3	板荷・菊沢・鹿沼北部	(62)9688
鹿沼中央地域包括支援センター	上殿町960-2	東大芦・西大芦加蘇・鹿沼中央	(64)7236
鹿沼南地域包括支援センター	樅山町40-2	北押原・南押原	(60)2000
鹿沼西地域包括支援センター	口粟野1780	南摩・粟野・清洲・粕尾・永野	(85)1061